

袖ヶ浦市市民活動情報サイト利用規約

(目的)

第1条 本規約は、袖ヶ浦市（以下「市」という。）が提供する「袖ヶ浦市市民活動情報サイト（以下「本サイト」という。）」の利用及び登録条件等に関して必要な事項を規定するものです。

(管理者)

第2条 本サイトの運営と管理は、袖ヶ浦市企画政策部市民協働推進課（以下「管理者」という。）が行うものとします。

(サイト登録団体)

第3条 「サイト登録団体」とは、次項に規定する登録の要件を満たす団体で、本規約に同意の上、第4条に規定する登録手続を行い、管理者から登録を許可された団体をいいます。

- 2 本サイトに登録できる団体は、次の全ての要件を満たす団体とします。
 - (1) 市内において営利を目的としない活動を継続的に行う団体であること。
 - (2) 団体の構成員が2名以上であること。
 - (3) 団体の運営に関して規約、会則、定款等又は活動の概要が分かるものを備えていること。
 - (4) 団体の代表者又は責任者が明確であること。
 - (5) 政治活動、宗教活動又はこれらに類似する活動をする団体でないこと。
 - (6) 不法行為及び暴力行為など反社会的行為を行う、又は行うことを助長するおそれのある団体でないこと。
 - (7) その他公益を害する行為をするおそれのある団体でないこと。

(サイト登録団体の遵守事項)

第4条 サイト登録団体は、本規約の他、管理者が必要に応じて行う指導及びインターネット利用に関して一般的に遵守されるべきルール、規則、方針、手順に従うものとします。

- 2 管理者が、本規約に違反又は違反するおそれがあると判断した場合は、本サイトへの登録をしないものとし、登録後であっても取消しを行うことができるものとします。
- 3 登録は1団体につき一つとし、複数件の登録があった場合には、管理者の判断により登録情報の削除を行うことができるものとします。

(登録手続)

第5条 本サイトへ登録しようとする団体は、袖ヶ浦市市民活動情報サイト登録申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、管理者へ申請するものとします。

- (1) 団体の規約、会則、定款等又は活動の概要が分かるもの
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 管理者は、本サイトへ登録しようとする団体から前項の規定による申請があつ

た場合は、本規約等に基づき審査し、審査結果を書面により通知するものとします。

(団体登録情報と手順)

第6条 サイト登録団体が本サイトに登録する情報を、団体登録情報といいます。

2 団体登録情報の種類は、主に次の4種類とします。

種 類	内 容
①団体の基本情報	各団体の名称、所在地、代表者、連絡先、活動内容等の団体の概要紹介、団体ウェブサイトのURL
②イベント情報	市民等が自由に参加できる催し物の周知など
③活動紹介・報告に関する情報	イベントの実施報告や年間活動の報告など
④募集情報	各団体の会員、職員、スタッフ、ボランティア等の募集のお知らせ

3 サイト登録団体は、団体登録情報を次の方法から選択できるものとします。

(1) 袖ヶ浦市市民活動情報サイト登録申請書（様式第1号）の団体基本情報1及び団体基本情報2に記入した情報のうち、非公開を希望した情報を除く全ての情報を登録する。

(2) 袖ヶ浦市市民活動情報サイト登録申請書（様式第1号）の団体基本情報1における団体ウェブサイト（HP、SNS等）に記入したURL及び団体基本情報2における活動の内容（PR文）に記入した情報を登録する。

4 管理者は、団体登録情報が本条及び第8条の規定に違反していないことを確認した上で、一般公開するものとします。

5 団体の役職員名、問い合わせ先又は連絡先等の団体の活動に必要な情報であっても、個人を特定できる情報は、原則として団体登録情報として登録しないものとします。ただし、インターネット上での公開について本人の了解を得たものを除きます。

6 所在地、代表者、連絡先、e-mailアドレス、その他登録情報に変更が生じた場合、サイト登録団体は速やかに団体登録情報の修正を管理者に申請するものとします。

7 管理者は、サイト登録団体より前項の規定による団体登録情報の修正申請があった場合、本条及び第8条の規定に違反していないことを確認した上で、速やかに団体登録情報の修正を行うものとします。

(団体登録情報の利用)

第7条 管理者は、本サイトに登録された団体登録情報を、一覧表又は本サイトの管理・運営に必要な文書の作成、公表及び配布に利用できるものとします。

(サイト登録団体の禁止事項)

第8条 サイト登録団体の次に該当する、又はそのおそれのある行為は禁止とします。

(1) 公序良俗に反する行為

- (2) 法令に反する行為
- (3) 他のサイト登録団体又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他のサイト登録団体又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 他のサイト登録団体又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 選挙運動若しくはこれに類似される行為又は公職選挙法などの法令に違反する行為
- (7) 政治活動、宗教活動、営利活動又はこれらに類似される行為
- (8) 不法行為及び暴力行為など反社会的な行為を行う、又は行うことを助長するおそれのある行為
- (9) 本サイトの運営を妨害する行為
- (10) その他、管理者が不相当と判断する行為

(利用料金等)

第9条 本サイトの登録及び利用は無料とします。ただし、利用者が本サイトを利用するために要した電話料金、通信回線料金、インターネットプロバイダ利用料金等の利用料金は、利用者が負担することとします。

- 2 利用者は、自己の費用負担及び責任において、本サービスを利用するために必要な機器等を用意するとともに、それらを適切に設置及び操作して本サイトにアクセスするものとします。この場合において、管理者は、利用者が本サイトにアクセスするための準備、方法等に関して一切関与しないものとします。

(著作権等)

第10条 本サイトの利用者は、事前に管理者又は著作権者の特段の許諾がある場合を除き、原則として、本サイトを通じて提供される著作物を、著作権法で定める私的使用の範囲内でのみ利用するものとします。

(登録の解除)

第11条 サイト登録団体は、その理由を問わず、本サイトの登録を解除することができるものとします。

- 2 サイト登録団体が、登録の解除を希望する場合は、袖ヶ浦市市民活動情報サイト登録解除届（様式第3号）を管理者へ提出するものとします。

(サイト登録団体資格の抹消)

第12条 管理者は、次に該当する場合、サイト登録団体の承諾の有無にかかわらず、サイト登録団体資格を抹消することができるものとします。

- (1) 団体登録情報に虚偽があった場合
- (2) 管理者が認めない不正な行為があった場合
- (3) 長期にわたり情報の更新が無い場合
- (4) その他、本規約のいずれかに違反した場合

- 2 登録を抹消する場合、そのサイト登録団体が本サイトで保有するすべての権利を抹消するものとします。

(サービスの中断、停止等)

第13条 管理者は、次のいずれかに該当する場合、サイト登録団体の承諾なしにサービスの一部若しくは全部を一時中断、又は停止する場合があります。

- (1) システム定期保守、更新及び緊急の場合
- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、サービスの提供が困難な場合
- (3) インターネットを通じての不正な侵入により、サービスの提供が困難な場合
- (4) その他、不測の事態により市がサービスの提供が困難と判断した場合

2 前第1項各号に規定した事態に伴い、サイト登録団体に不利益、損害が発生した場合、管理者はその責任を負わないものとします。

(管理者の免責)

第14条 管理者は、理由の如何を問わず、本サイトのサービスの提供が遅延、中断又は停止したことに起因してサイト登録団体若しくは第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

2 管理者は、本サイトの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切の保証責任を負わないものとし、これらの情報等に起因して生じた損害に対しても、一切の責任を負わないものとします。

3 本サイトを通じて提供される情報に関し、サイト登録団体と他のサイト登録団体又は第三者と紛争が生じた場合は、サイト登録団体は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、管理者は一切の責任を負わないものとします。

(個人情報の管理)

第15条 管理者は、サイト登録団体が団体登録情報としてインターネット上に公開するものを除き、本サイトの運営によって収集した個人情報について「袖ヶ浦市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき適正に管理するものとします。

(規約内容の変更)

第16条 管理者は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規約内容の一部をサイト登録団体への通告なしに変更する場合があります。

附 則

この規約は、平成24年2月16日から実施します。

この規約は、令和5年4月1日から施行します。